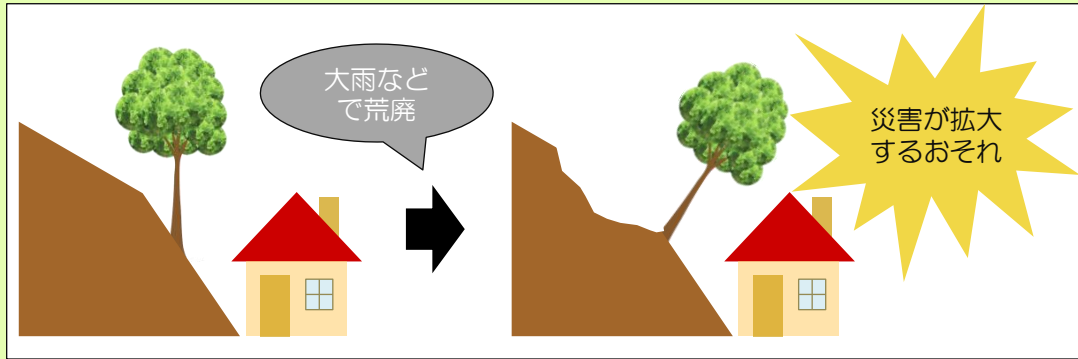


要適正管理森林制度とはどのような制度ですか？

森林の中でも傾斜がきつく、下方に人家や学校がある森林については、大雨などで荒廃した場合にこれを放置すると二次災害により災害が拡大することが心配されます。



そこで、「京都府森林の適正な管理に関する条例」によりこのような下方に人家などがある森林を「要適正管理森林」として指定し、その所有者の方々には、このような二次災害が発生しないように普段から注意を払っていただくこととしました。

要適正管理森林には、どのような森林が指定されますか？

◆対象◆

傾斜、地質、立木の状況などからその危険度が一定基準以上であり、下方に人家や学校がある森林

※ただし、次のような箇所は指定しません。

- ①治山事業により整備された箇所
- ②人家に危害を及ぼすおそれのある立木等が存在しない箇所
- ③上記のほか、安全措置がすでに講じられている箇所

条例に関するお問い合わせ先

京都府農林水産部林務課

〒602-8570
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

TEL：075-414-5001

FAX：075-414-5010

E-mail：rinmu@pref.kyoto.lg.jp

要適正管理森林は、どのような管理が求められますか？

☀ 通常時の努力義務

要適正管理森林の所有者の方々には、大雨などで荒廃した場合に、これを放置し二次災害が発生することがないように、普段から所有林の状況を把握していただくことなどをお願いします。

◆特にお願いしたいこと◆

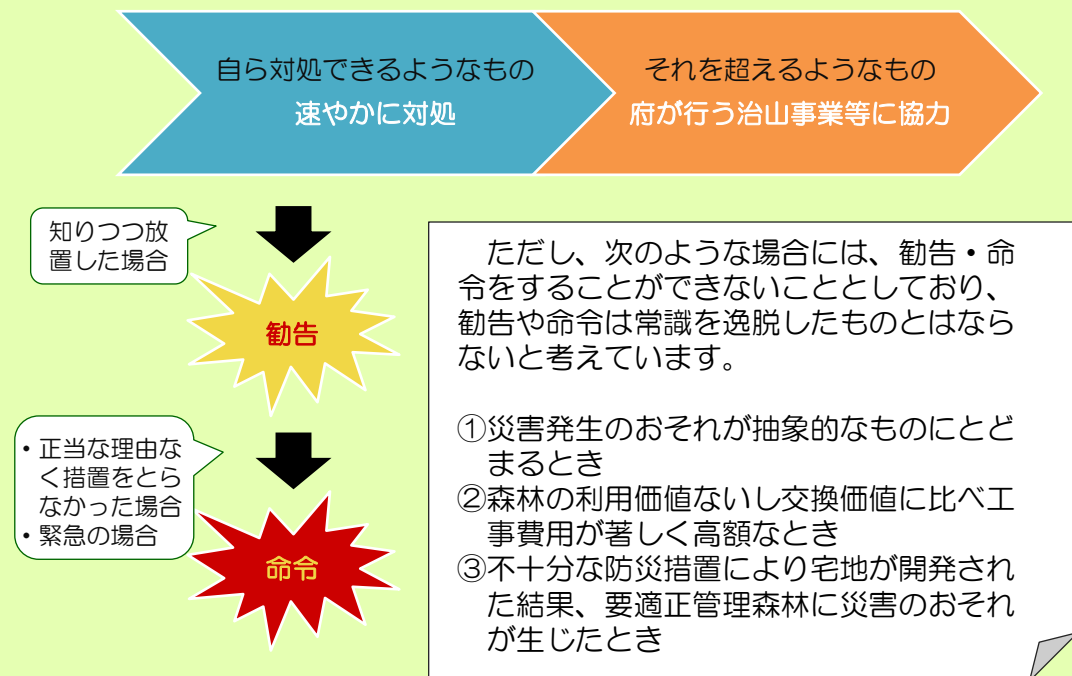
- 所有する森林の位置を把握すること。
- 荒廃していないかなど、要適正管理森林の状況を把握すること。
- 遠隔地に居住するなど自ら要適正管理森林の状況を把握できないような場合においては、管理者を置くこと。

⚡ 災害時の対応

大雨などで土砂崩れが発生し不安定な土塊や危険木が発生した場合

森林所有者の方々が自ら対処できるようなものには速やかに対処するとともに、それを超えるようなものについては府が行う治山事業等に協力していただくことをお願いしています。

また、自ら対処できるようなものについて、それを知りつつ放置したような場合、府から森林所有者に対し、勧告、更には、命令をすることを条例で定めています。



ただし、次のような場合には、勧告・命令をすることができないこととしており、勧告や命令は常識を逸脱したものとはならないと考えています。

- ①災害発生のおそれが抽象的なものにとどまるとき
- ②森林の利用価値ないし交換価値に比べ工事費用が著しく高額なとき
- ③不十分な防災措置により宅地が開発された結果、要適正管理森林に災害のおそれが生じたとき